

## 消費者力検定・過去問題

【1】 契約が成立しているものがいくつあるか選びなさい。

- (ア) 友達と一緒にパソコンを買いに行く約束をした。
- (イ) 市の中心部に行くために電車に乗った。
- (ウ) 大型電気店でパソコンについて店員に質問した。
- (エ) パソコンを買って送ってもらうことにしたがまだ届いていない。

1 1つ                  2 2つ                  3 3つ                  4 4つ

【2】 契約の説明として正しいものがいくつあるか選びなさい。

- (ア) 契約書面を作成しなくても契約はできる。
- (イ) 15歳の人は契約することはできない。
- (ウ) インターネットで契約することはできない。
- (エ) 契約の成立には契約書面への当事者双方の押印が必要である。

1 1つ                  2 2つ                  3 3つ                  4 4つ

【3】 次の事例の説明として正しいものを選びなさい。

婦人用スーツをクリーニングに出したら、着用時にはなかったシミがついていた。クリーニング店による事故として賠償してもらいたいと考えている。

- 1 クリーニングミスであっても事業者には賠償を要求することはむずかしい。
- 2 クリーニング店が全国クリーニング生活衛生同業組合連合会の会員でなければ賠償されない。
- 3 賠償額は物品の（再取得価格×購入時からの経過月数に対する補償割合）で計算される。
- 4 賠償金を受け取る際、申し出をすればシミがついたスーツをクリーニング店へ引き渡す必要はない。

【4】 18歳の予備校生が交わした契約のうち、取り消しができるものを選びなさい。

- 1 3万円のギターを親にないしょで購入し、お年玉で支払った。
- 2 20万円のエステティックサービスを受けるため、21歳とうそをついてクレジットを組んで親にないしょで申し込んだ。
- 3 5万円のダイエット食品を親にないしょで購入し、学生ローンから借金して支払った。
- 4 親からすすめられて、授業料12万円の大学受験対策講座を申し込んだ。

【5】 借金を相続しないために「相続放棄」の手続きができるが、手続きが可能な期間は相続の開始を知ったときから何か月以内か選びなさい。

1 3か月                  2 5か月                  3 6か月                  4 10か月

【6】 次の事例の対処方法としてもっとも適切なものを選びなさい。

「写真だよ」というメッセージが入ったメールが送られてきた。友だちからだと思って開いてみたらアダルトサイトだった。うっかり画像をクリックしたところ、自動的に会員登録され、「登録完了。登録料2万円。支払わなければ自宅まで請求にうかがわせていただきます」という画面になった。画面には連絡先の電話番号がある。

- 1 うっかりクリックしただけなので無視する。
- 2 登録されてしまったのであきらめて支払う。
- 3 電話をして登録するつもりはなかったと連絡する。
- 4 自宅に来られたら困るので登録料を支払い、登録抹消を要求する。

【7】 登録した覚えのないサイトから登録料3万円を請求するメールが届いた。このときの対処方法として適切なものを選びなさい。

- 1 無視する
- 2 覚えはないが請求されたので支払う
- 3 請求の根拠を問い合わせる
- 4 個人情報の削除を条件に支払う

## 消費者力検定・過去問題解説

【1】契約は法律的強制力を伴うもので、当事者の意思の一致があれば成立する。(ア)は友人に強制することはできないので契約とはいえない。電車に乗ることは鉄道会社との契約である。電気店で質問することは契約の前段階のもので契約成立とはいえない。商品の引渡しがなくともパソコンの購入契約は成立しており、(イ)と(エ)は契約成立といえる。正解 - 2

【2】契約は当事者双方の合意があれば押印がなくても、書面がなくても成立する。未成年者(20歳未満)でも契約することはできる。ただし、未成年者が親権者の承諾なく契約した場合は、例外を除いて親権者または本人から契約を取り消すことができる。インターネットでも契約することはできる。したがって(ア)のみ正しく、正解は1。正解 - 1

【3】クリーニングミスであればクリーニング事故賠償基準に沿って賠償を求めることができる。全国クリーニング生活衛生同業組合連合会の会員でない事業者にも賠償を要求することは可能である。一般に賠償金を受け取る際は、事故にあった商品は店に引き渡す。正解 - 3

【4】未成年者が親権者(一般的には親)の同意がないまま行った契約は、本人または親権者によって取り消すことができる。ただし、1の「お年玉」のように自由に使う目的で与えられたこづかいの範囲での場合や、2のように未成年者が自ら成人であるなどどうそをついて契約した場合、また結婚している場合、自分でおこなっている事業に関する契約などは、例外として取り消せないことになっている。正解 - 3

【5】相続財産にはプラスの財産とマイナスの財産があり、相続人には自らの意思で相続しないことを選択する自由が認められている。そこで、借金が多い場合には手続きすることにより相続を放棄することができる。人が亡くなるとその瞬間に相続は始まるが、相続の開始を知ったときから3か月以内に被相続人が死亡した当時の住所地を管轄する家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出することで相続放棄は可能になる。正解 - 1

【6】インターネットでの契約においては、画面上の申し込み箇所がわかりにくかったり、申し込みや承諾をする前に内容を再度確認する画面が設けられていないために誤って申し込んだりするケースがみられる。こうした場合の契約は電子消費者契約法※によって契約は成立していないと考えられ、事業者が一方的に登録完了、契約成立を主張することはできない。また、連絡したり代金を支払ったりすると個人情報を与えて、つけ込まれる要因にもなりかねないので無視するのがよい。正解 - 1

(※電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律)

【7】登録した覚えがないということは、契約は成立していないと考えられ、登録料を支払う必要はない。このような不当請求事例は多いが、3のように問い合わせの連絡をすると、相手に個人情報を与えてしまう危険性があるので避けたほうがよい。また、4もかえって個人情報を与えてしまうことになるのでやめたほうがよい。このようなケースでは無視するのがよい。正解 - 1